

# 危機管理マニュアル

( 総合版 )

令和2年4月

笠岡市上下水道部水道課

## 目 次

<b>第1章 総則</b> .....	1
1. 目的.....	1
2. 基本方針.....	1
3. 用語の定義.....	1
4. 危機レベルの区分.....	2
5. 危機レベルの決定.....	2
6. 危機レベルの移行.....	2
<b>第2章 危機管理体制の対応</b> .....	3
1. 危機の未然防止対策の整備.....	3
2. 平常時の体制.....	3
<b>第3章 危機発生時の対応</b> .....	4
1. 情報の収集及び伝達.....	4
2. 対策本部の設置.....	4
3. 職員の初動体制.....	4
4. 対応方針の決定.....	4
5. 役割分担及び緊急配備.....	5
6. 対策の実施（各班の用務）.....	5
7. 応援要請.....	9
8. 市民等への周知.....	10
9. 市民への情報伝達順序.....	10
<b>第4章 事後の対策</b> .....	11
1. 危機収束の対策.....	11
※ その他.....	11
（給水装備品一覧）.....	11
1. 笠岡市水道施設事故等対策本部設置要綱.....	12
2. 職員動員組織図（1次体制）.....	15
3. 職員動員組織図（2次体制）.....	16
4. 職員動員組織図（3次体制）.....	17

## 第1章 総則

### 1 目的

笠岡市において地震及び風水害等の自然災害等に係る復旧・復興にあたっての基本的な計画として『笠岡市地域防災計画』を、また新型インフルエンザ対策として『笠岡市新型インフルエンザ等対策行動計画』を策定している。

笠岡市水道事業(以下「水道事業」という。)においても、水道施設事故及び水質事故等の危機においても、生命維持や生活維持のための水の確保が求められるため、基幹的な水道施設の安全性の確保や重要施設等への給水の確保が重要である。さらに危機管理についても、迅速に対応できる体制の確保が必要となって来る。

このような事態を想定し、事故等に特定した対策マニュアルを策定し、市民への安全で安心な水道水の安定供給を確保することを目的とする。

### 2 基本方針

水道事業は、市民に安全な飲料水を供給することを目的とした重要なライフラインを管理運営する事業であることから、多様な危機を未然に防止し、危機発生時に迅速かつ効果的な対応ができる体制及び関係機関や他都市との連携体制を構築する。

### 3 用語の定義

- (1) 危機 水道事業における市民の日常生活に重大な被害が生じ、又は恐れがある事故その他の緊急の事態(表1)をいう。
- (2) 危機管理 危機への対応及び危機の未然防止を図る一連の活動をいう。
- (3) 関係機関 厚生労働省、岡山県、行政機関、公共機関、自衛隊等をいう。

表1 危機の分類

区 分		事 象
施 設 事 故	1	配水管幹線事故等による断水・濁水、凍結漏水事故
	2	水道管の異常を起因とする道路陥没
	3	加圧ポンプ室、配水池等の異常事態
水 質 事 故	4	浄水(原水)の水質異常
	5	浄水における水質異常
	6	配水及び給水における水質異常
そ の 他	7	水道管の施行中及び既設施設管理中の事故
	8	施設の破壊テロ
	9	濁水時における断水及び節水対策

※ 自然災害等大規模災害においては『笠岡市地域防災計画』に則り対応する。

※ 新型インフルエンザ発生時には、『笠岡市新型インフルエンザ対策行動計画』に則り対応する。

#### 4 危機レベルの区分

- (1)一次体制 危機の範囲及び市民の影響が非常に小さく、水道課における対応で措置できる場合。
- (2)二次体制 危機の範囲及び市民の影響が比較的大きく、上下水道部における対応で措置できる場合。
- (3)三次体制 危機の範囲及び市民の影響が非常に大きく、笠岡市全庁体制及び関係機関の応援要請により対応する必要がある場合。

※ 市民生活への影響戸数（P4 危機管理対策対応基準）に関わらず重要施設及び影響範囲の拡大によって危機管理レベルをアップさせることとする。

#### 5 危機レベルの決定及び初動体制の確立

上下水道部長は、危機の状況に応じ、速やかに危機レベルを決定するものとする。

また、危機レベルに応じた初動体制の確保を図ること。

#### 6 危機レベルの移行

上下水道部長は、危機の状況に応じ、速やかに危機レベルを移行するものとする。

## 第2章 危機管理体制の整備

### 1 危機の未然防止対策の整備

平常時から、多様な危機を未然に防止するための対策を講ずるものとする。

#### (1) 水道施設・設備の老朽管更新・耐震化

経年化した水道施設・設備の更新，老朽化した配水管の布設替，耐震管での施工，各配水系統との融通，水道施設の被災時における断水被害の軽減，早期復旧をはかるための施設整備を推進する。

#### (2) 施設警備

水道施設の警備の強化及び関係機関との連携を強化するとともに，情報収集に努める。

#### (3) 応急給水・応急復旧体制の整備

危機発生時において，応急給水及び施設の応急復旧が，速やかに実施できるよう水道事業全般にわたる体制整備を図る。(官民連携)

### 2 平常時の体制

#### (1) 危機発生時の連絡体制

水道課において，市内業者を含めた緊急時の連絡網を整備する。

#### (2) 情報収集

水道技術管理者は，危機を未然に防止するため，日常業務を通じ予測される危機に係る情報の収集に努め，当該情報の整理及び分析を行い危機の未然防止のために必要な措置を講ずる。

また，講じた措置については，水道課長に報告するとともに，上下水道部長へ報告する。

#### (3) 訓練の実施

危機発生時において，迅速かつ的確な現場対応能力の向上と関係機関との連絡・強化を図るため，以下の防災訓練等を実施する。

- ・水質事故，機械トラブル等に対する訓練
- ・管路破損等に対する訓練
- ・その他，笠岡市水道事業に潜在的に存在するトラブルに対する訓練

#### (4) 情報提供

危機管理の施策について市民及び関係機関への情報提供を行い，危機を未然に防止するとともに，危機発生時に必要な災害用飲料水の確保及び危機発生時の通報協力等を得るための積極的な広報に努める。

#### (5) マニュアルの整備

各業務についての対策マニュアル等を整備するとともに，その内容について，適宜確認のうえ改定するものとする。この場合，実践的かつ具体的な内容となるよう関係部署との連携を図る。

### 第3章 危機発生時の対応

#### 1 情報の収集及び伝達と被害想定 of 把握(初動体制)

- (1) 危機状況の第一報が重要であることを認識し、発信元、受信者、発信時刻、取得手段等を明らかにし、正確な記録に努める。
- (2) 水道技術者は、必要に応じて当該危機が発生した現場へ職員を派遣するなど、情報収集に努める。
- (3) 情報の伝達はくレベルに合わせ情報入手後速やかに行う。
- (4) 最大での被害想定を行い実態把握に努める。(範囲・世帯数・重要施設)
- (5) 危機管理レベルの決定

#### 2 対策本部の設置

危機レベルに応じて、笠岡市水道施設事故対策設置要綱(P.12)に基づく対策本部を設置し、必要な情報分析と対応方針の決定にあたる。

##### 【危機管理対策対応基準】

体制(レベル)	1次	2次	3次
被害範囲の目安	限定的	相当規模	広範囲
市民生活への影響	99戸以下	100戸～499戸	500以上
	比較的小規模	中程度の規模	大規模
会議(本部)	水道施設事故等対策本部		災害対策本部
会議(本部)長	水道課長	上下水道部長	市長
対応部署	水道課	上下水道部	全庁体制
事務局	上下水道部水道課		危機管理課

※上記戸数は目安であり、戸数に関わらず重要施設及び影響範囲等を考慮して体制を決定するものとする。

#### 3 職員の出動体制

- (1) 本部長は、その状況に応じて職員に非常招集を発令し、非常勤務を命じる。
- (2) 職員は、『職員動員組織図』(P.15～P.17)に則り参集する。
- (3) 職員は、非常招集を受けない場合においても、テレビ、告知放送等の情報に注視するとともに、危機の状況に応じて自発的参集あるいは上司の指示により自宅待機とする。

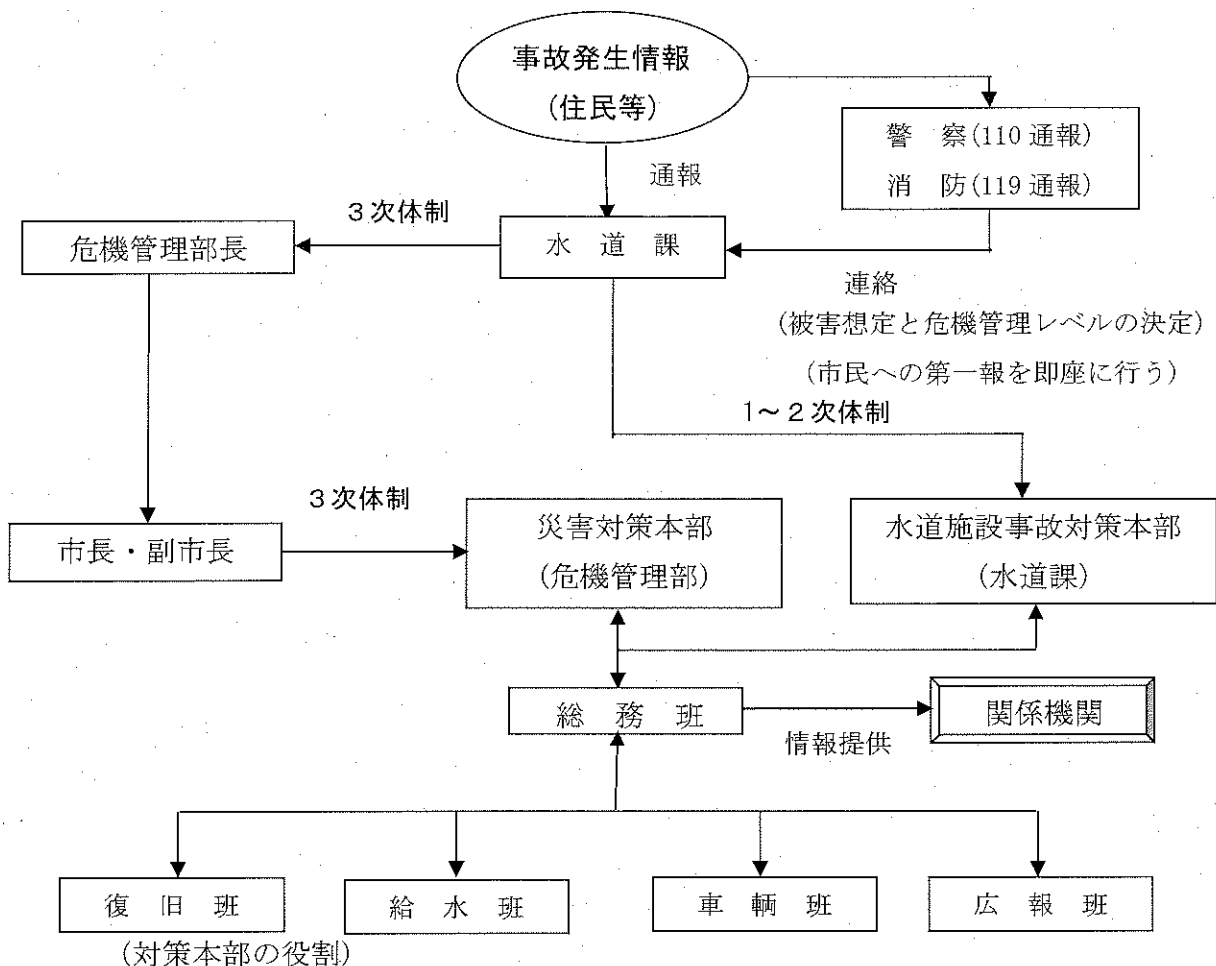
#### 4 対応方針の決定

水道施設災害対策本部長は、速やかに対応方針を決定し指示を行う。

## 5 役割分担及び緊急配備

各班等の役割分担は、別紙『職員動員組織図』による。(P.15～P.17)

【事故発生時の初動体制・事故等対策本部の組織図(フロー図)】



- 全体の統括
- 被害状況の把握(断水範囲の認定・今後の見通し)
- 復旧状況把握
- 復旧対策の決定
- 復旧時間及び断水時間の決定
- 情報の統括(情報提供内容の決定、関係機関との情報共有・今後の見通し)

## 6 対策の実施(各班の用務)

対策の実施にあたっては、次に定める各班の役割分担に基づき、必要な対策を実施する。

実施した対策においては重要な事項は、対策本部に報告するものとする。

※被害の状況、断水時間を過少評価せず、最大値をもって報告すること。

(1) 総務班 (水道技術管理者含)

- 事故対策本部の設置・運営
- 資料の準備(重要施設等の位置図・水道施設平面図・ゼンリン地図等)
- 被害状況の把握(断水範囲の認定・今後の見通し)
- 復旧状況の把握
- 復旧対策の指導と決定(応急対策の指示)
- 復旧時間及び断水時間の確定
- 情報の統括・一元化(情報提供内容の決定, 関係機関との情報共有(報道対応), 情報の収集)
- 集合人員の把握
- 各班との連絡調整
- 各部局, 各種団体, 関係機関への協力要請
- 岡山県健康福祉部生活衛生課, 備中保健所衛生課, 日水協岡山県支部  
備後圏域相互応援(福山市)への情報提供及び応援要請
- 被害・復旧の記録及び状況報告書の作成
- マスコミ総合窓口
- 配水系統の切替決定と把握

(2) 施設復旧班

ア 管路の復旧及び応急対策の実施

- 事故原因の把握
- 管路・道路の被害規模の状況の把握(応急対策方法の検討)
- 断水範囲及び時間の把握及び応援の必要性
- 復旧資機材の調達
- 復旧工事の実施と復旧関係業者との連携(応急工事を含む)
- 配水系統の切替(対策本部の指示)
- 給水の停止・開始(対策本部の指示)
- 洗管・排泥の作業(濁度等水質確認)
- 通水の確認(受水槽・配水池・給水管等の濁水の発生確認と復旧)
- 復旧作業の完了確認、報告
- 復旧業者との連絡調整

イ 水道施設(加圧ポンプ室、配水池等)の復旧

- 事故原因の把握
- 施設の被害状況の把握
- 受水・配水調整
- 復旧資機材の調達



- 復旧関係業者との連携
- 水質の管理(浄水)
- 給水の停止・開始(対策本部の指示)
- 配水系統の切替(対策本部の指示)
- 水質安全の確認
- 復旧作業の完了確認, 報告
- 施設の安全確認

ウ 水質(異臭味等)の復旧

- 事故原因の把握
- 水質の改善(薬品処理等)
- 浄水・配水の調整
- 給水の停止・開始(対策本部の指示)
- 配水系統の切替(対策本部の指示)
- 水質の管理(浄水:水質検査)
- 水質安全の確認

(3)給水班

ア 本部班

- 断水範囲・復旧状況・復旧見通しの把握
- 給水所・給水方法・給水時間の計画及び決定
- 給水用具(ポリタンク・給水袋)の配置計画
- 医療・福祉施設・学校・工場等の大口利用者の把握と給水計画
- 給水所の変更・廃止
- 生活弱者への直接給水の把握と実施
- 受水槽設置者に対し水槽点検, 水質チェック, バルブ開閉栓の依頼

イ 現場班

- 給水用具の運搬
- 給水所の体制整備
- 医療・福祉施設等への給水(車輛・現場班の連携)
- 生活弱者への直接給水

ウ 応急給水の目標(災害時)

事故発生からの期間	目標水量	水量の根拠
1. 事故発生～3日	3ℓ/人・日	生命維持のための最小限必要な水量
2. ～14日	10ℓ/人・日	生命維持のための必要な水量

3. ~21日	30ℓ/人・日	炊事、洗濯等の最低必要な水量
4. ~31日	100ℓ/人・日	ほぼ通常の生活が可能な水量

#### (4) 浄水場班(岡山県西南水道企業団)

- 事故状況により、漏水量が増加した場合、浄水場からの送水量の増量等の運転管理及び配水池等の監視報告を行う。
- 復旧状況の把握
- 復旧時間及び断水時間の確認
- 情報の統括、一元化(情報提供内容の決定、関係機関との情報共有、対策本部との連携)
- 各班との連絡調整
- 被害・復旧の記録及び状況報告書の作成
- 送水系統の切替対応と決定の把握

#### (5) 車輦班

##### ア 本部班

- 給水車輦の確保(給水タンク車を含む)
- 広報車輦の確保
- 運転手の確保(2t ダンプ)

##### イ 現場班

- 給水車両の運転(2t ダンプ)
- 医療・福祉施設等への給水補助
- 各種資材運搬

#### (6) 広報班

##### ア 本部班

- 事故原因・被害状況・復旧状況・復旧見通しの把握
- 断水範囲・給水場所・給水方法・給水時間の把握
- 状況に応じた広報用原稿の作成(総務班と調整)

##### イ 広報車輦班

- 住民への広報活動
- 住民への給水活動(1t タンク移動給水)

(注) 広報車による街宣は、速度10～20kmで移動しながら街宣を行う。

深夜、早朝(23:00～5:00)での街宣は、生命、財産の危機等、緊急時以外は行わない。

なお、断水時間変更の場合は可能とする。

ウ 電話対応班

- 問合わせの対応(苦情電話等対応)
- 問合わせ内容の記録・報告(他班との調整)
- 連絡先(上下水道部)

水 道 課	下 水 道 課	災 害 対 策 本 部
6 3 - 0 7 0 2	6 9 - 2 1 4 2	6 9 - 2 1 1 9

エ 情報提供班(情報収集)

- 笠岡市ホームページ(SNS含む)への掲載
- 報道機関への情報提供
- 笠岡放送テレビでの広報(告知・データ放送・テロップ)
- 防災行政無線での広報
- 行政協力委員・自治会長・民生委員への連絡(生活弱者の把握)
- 各種施設,生活弱者からの情報収集
- 医療・福祉施設への連絡
- 大口使用者への連絡
- 学校・幼稚園・保育所・給食センター等への連絡
- 給水班・広報班への情報伝達
- 笠岡市登録メールでの情報提供

7 応援要請

危機レベルに応じて,行政協力委員・自治会長・民生委員・民間業者の協力を得,混乱を未然に防ぐ

また,2次体制の状況に応じては,関係機関に応援を要請し,被害の拡大防止を図る。

【主な関係機関】

主 な 関 係 機 関	主 な 役 割
厚生労働省医薬・生活衛生局	災害情報、被害情報等伝達及び報告
岡山県健康福祉部生活衛生課	災害情報、被害情報等伝達及び報告、応援要請
備中保健所衛生課	災害情報、被害情報等伝達及び報告、応援要請
日本水道協会岡山県支部	災害情報、被害情報等伝達及び報告、応援要請
福山市上下水道局(備後圏域)	災害情報、被害情報等伝達及び報告、応援要請
笠岡管工事協同組合	応急活動要請(人的要請・資材調達)
近隣自治体	応急活動要請(人的要請・資材調達)
自衛隊	応急活動要請(人的要請)

## 8 市民への周知

事故発生時の情報不足及び混乱から生ずる市民の不安を軽減・解消するため、事故発生状況や応急対策の実施状況、今後の見通し等について報道機関やホームページ、広報車等の様々な広報手段を用いて、徹底した市民周知を行う。

## 9 市民への情報伝達順序

1. 事故発生時における早期情報伝達(場所・時間・規模を発生から30分以内)
2. 想定される断水範囲と断水時間(各家庭での水の確保のお願い等を含め1時間以内)
3. 事故の原因, 確定した断水範囲, 断水時間の伝達(2時間以内)
4. 復旧の見通しや断水時間について断続的に情報提供(1時間に1回程度), 断水時間の変更
5. 事故復旧のお知らせ, 通水開始時間のお知らせと, 各家庭での濁水排除方法
6. 断水解除のお知らせと, 各家庭での濁水排除のお願い

## 第4章 事後の対応

### 1 危機収束後の対策

次に掲げるところにより、市民生活の早期安定及び都市機能の円滑な回復並びに再発防止の措置を講ずる。

- (1)安全が確認された場合は、その旨を市民に周知するとともに速やかに報道機関に情報提供する。
- (2)危機により生じた市民の不安の解消及び安心の回復を図るため、幅広い情報伝達手段を用いて周知に努める。
- (3)施設に被害が生じた場合は関係機関と連携し、早急に復旧に努める。
- (4)危機の対応など、その状況を記録し、課題を整理する。
- (5)危機の収束後、発生した危機対応状況等について検証を行い、再発防止措置を講ずるとともに、必要に応じて、マニュアルの見直しを行う。

(応急給水用具装備品一覧)

令和2年3月末現在

品目	目標数	現況数	備考
1. 給水車 4トン車	2台	0台	民間借り上げ含む(加圧式)
2. 給水車 2トン車	2台	1台	実際は、1.8t車
3. 給水タンク 2000ℓ	2基	0基	民間借り上げ含む(加圧式)
4. 給水タンク 1000ℓ	3基	16基	2基(水道課)、14基(みの越配水池)
5. 給水タンク 600ℓ	2基	0基	民間借り上げ含む
6. 給水タンク 300ℓ	2基	0基	民間借り上げ含む
7. ダンプトラック 2t車	7台	0台	民間借り上げ含む
8. トラック 2t車	16台	1台	水道課
9. ポリタンク 120. 160. 200	500個	85個	水道課 120:1個, 160:10個, 200:74個
10. 給水ポリ袋 6ℓ	2,000袋	1,360袋	水道課
11. 給水ポリ袋 10ℓ. 20ℓ	1,000袋	210袋	水道課 10ℓ:18袋, 20ℓ:192袋
12. 加圧ポンプ	2台	1台	水道課
13. 給水栓	2台	1台	
14. 発電機	2台	0台	
15. 投光機	3台	2台	

※応急給水用装備品格納は基本的に水道課とする。

※飲料水は1人3ℓ/日とし、1世帯給水ポリ袋6×3枚、ポリタンク200ℓは1個/戸

※トイレ用水は、お風呂貯留水もしくは学校プール・河川水とする。

※給水所設置の目安は各小学校区に1か所とする。

## 笠岡市水道施設事故等対策本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が設置する「笠岡市水道施設事故等対策本部」(以下「対策本部」という。)この組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 対策本部は、市内において発生した水道施設の事故等(以下「水道施設事故等」という。)に対し、必要な復旧措置を迅速かつ的確に実施するため、設置するものとする。

(組織)

第3条 対策本部は、危機レベルの区分(表1)に応じた、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は会務を総括する。本部長不在の時は副本部長が変わって会務を行うものとする。

3 対策本部内に、「事務局」を設け、本部班長、総務班長、現場班長及び各班員を置く。

4 本部長は、「連絡調整会議」(以下「調整会議」という。)を設置するものとする。

5 前項の調整会議の委員は、本部班員、総務班員とする。

【表1：危機レベルの区分】

被害範囲	限定的	相当規模	広範囲
	99戸以下	100戸～499戸	500戸以上
規模の影響	比較的小さい規模	中程度の規模	大規模
本部長	水道課長	上下水道部長	市長
副本部長	水道課長補佐	水道課長	副市長
			総務部長
本部員		下水道課長	危機管理部長
			政策部長
			市民生活部長
			健康福祉部長
			こども部長
			建設部長
			産業部長
			教育部長
			議会事務局長

			市民病院管理局長
			消防長
			会計管理者
			上下水道部長
	その他本部長が名 する者	その他本部長が 指名する者	その他本部長が指名 する者
事務局長	水道課参事	水道課参事	危機管理課長
事務局員	水道課職員	水道課職員	危機管理課職員

(所掌事務)

第4条 本部長は、本部員に次に各号に掲げる事項を処理させる。

- (1) 水道施設事故等の情報収集に関する事。
- (2) 利用者への広報及び相談に関する事。
- (3) 復旧業務の実施に関する事。
- (4) 他団体への応援要請の決定に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、復旧対策上必要な事項に関する事。

2 事務局長は、本部班長、総務班長、現場班長及び各班員に、次の各号に掲げる事項を処理させるものとする。

- (1) 関係機関との連絡調整に関する事。
- (2) 調整会議に関する事。
- (3) 利用者、報道、関係者からの問い合わせ及び相談に関する事。
- (4) 復旧業務の実施に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、復旧対策上必要な事項に関する事。

(会議)

第5条 対策本部の会議は、本部長が招集する。

2 本部長は、必要に応じて対策本部の会議に関係者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

3 事務局及び調整会議の会議は、事務局が招集し、その議長となる。

(関係機関との連絡及協力要請)

第6条 事務局長は、関係機関と連絡を緊密にするとともに関係機関に協力を要請する必要があると認めるときは、直ちに本部長に報告しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認める場合は、直接関係機関に要請することができる。この場合において、直ちに本部長に報告しなければならない。

(対策本部の解散)

第7条 本部長は、水道施設事故等が終息したと判断するときは、対策本部を解散するものとする。

(設置場所及び庶務)

第8条 対策本部は笠岡市上下水道部（笠岡市役所）に置き、対策本部の庶務は事務局において行うものとする。

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は令和2年 4月 1日から施行する。



# 職員動員組織図

1次体制

事故等 対策 本部 (3)	本部長：水道課長 副本部長：水道課参事 (兼本部班長) (水道技術管理者)
総務班	事務局長 (兼総務班長) 水道課長補佐

動員 総数	本部	2
	課長補佐	2
17	給水係	4
	配水係	4
	業務係	4
	水道総務係	1

現場班

管路復旧班  
(兼務：給水・広報班)  
(14)

現場班長  
班員

課長補佐(1)  
給水係員(4)  
配水係員(4)

主幹(1)  
水道総務係員  
(1)  
業務係員(3)

用務

- ・ 状況報告
- ・ 資材調達
- ・ 復旧作業
- ・ 洗管作業
- ・ 通水作業
- ・ 広報活動

- ・ 給水作業
- ・ 自治会長へ連絡  
《周知：西南浄水場》
- ・ 告知放送

付記

- ・ 水道業者と連携
- ・ 関係機関と調整

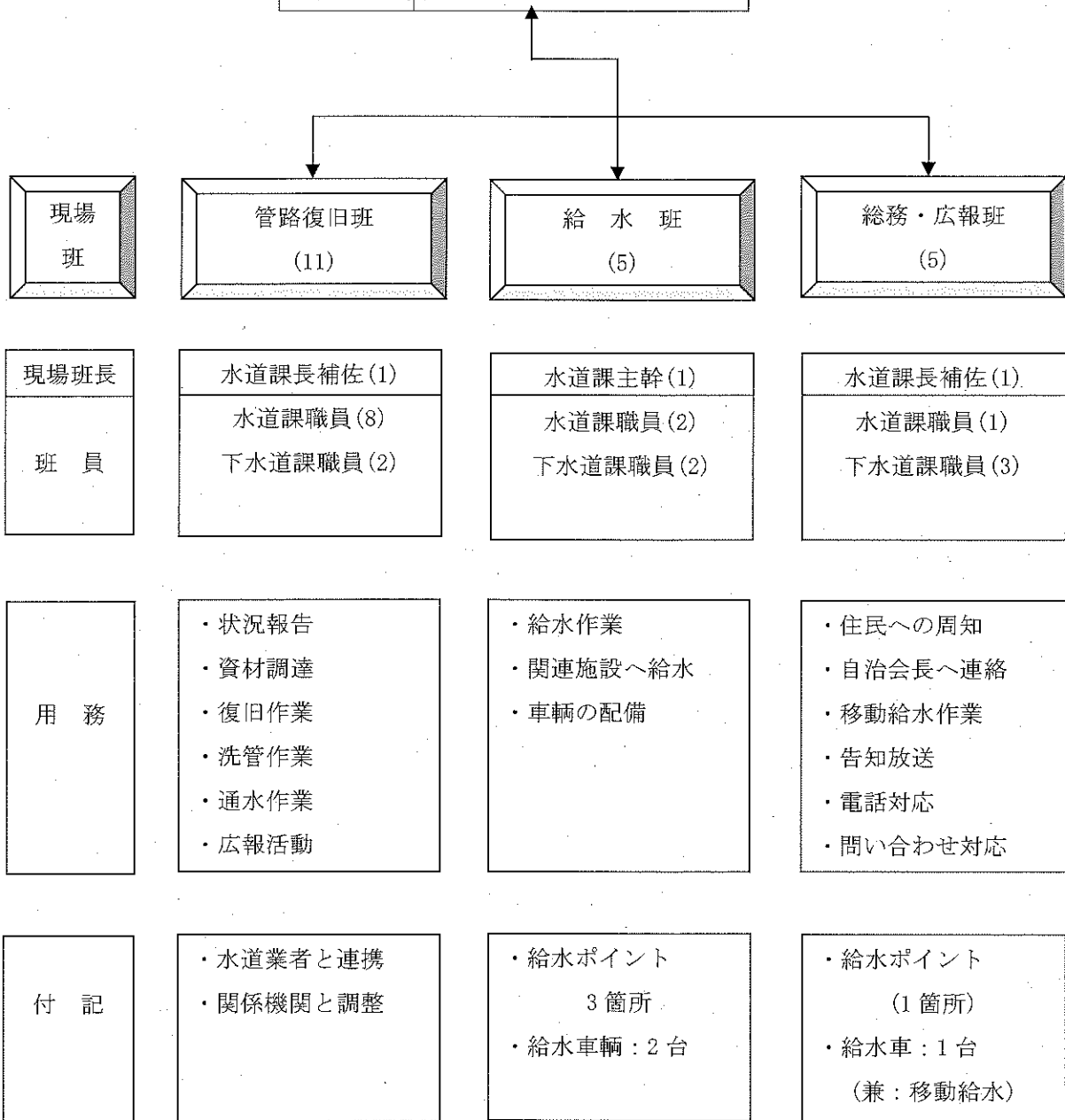
- ・ 給水ポイント  
(1箇所)
- ・ 給水車：1台  
(兼：移動給水)

# 職員動員組織図

2次体制

事故等 対策 本部 (4)	本部長：上下水道部長
	副本部長：水道課長
	本部長：下水道課長
	事務局長：水道課参事 (本部班長) (水道技術管理者)

動員	本部	4
総数	水道課	14
	下水道課	7
25		



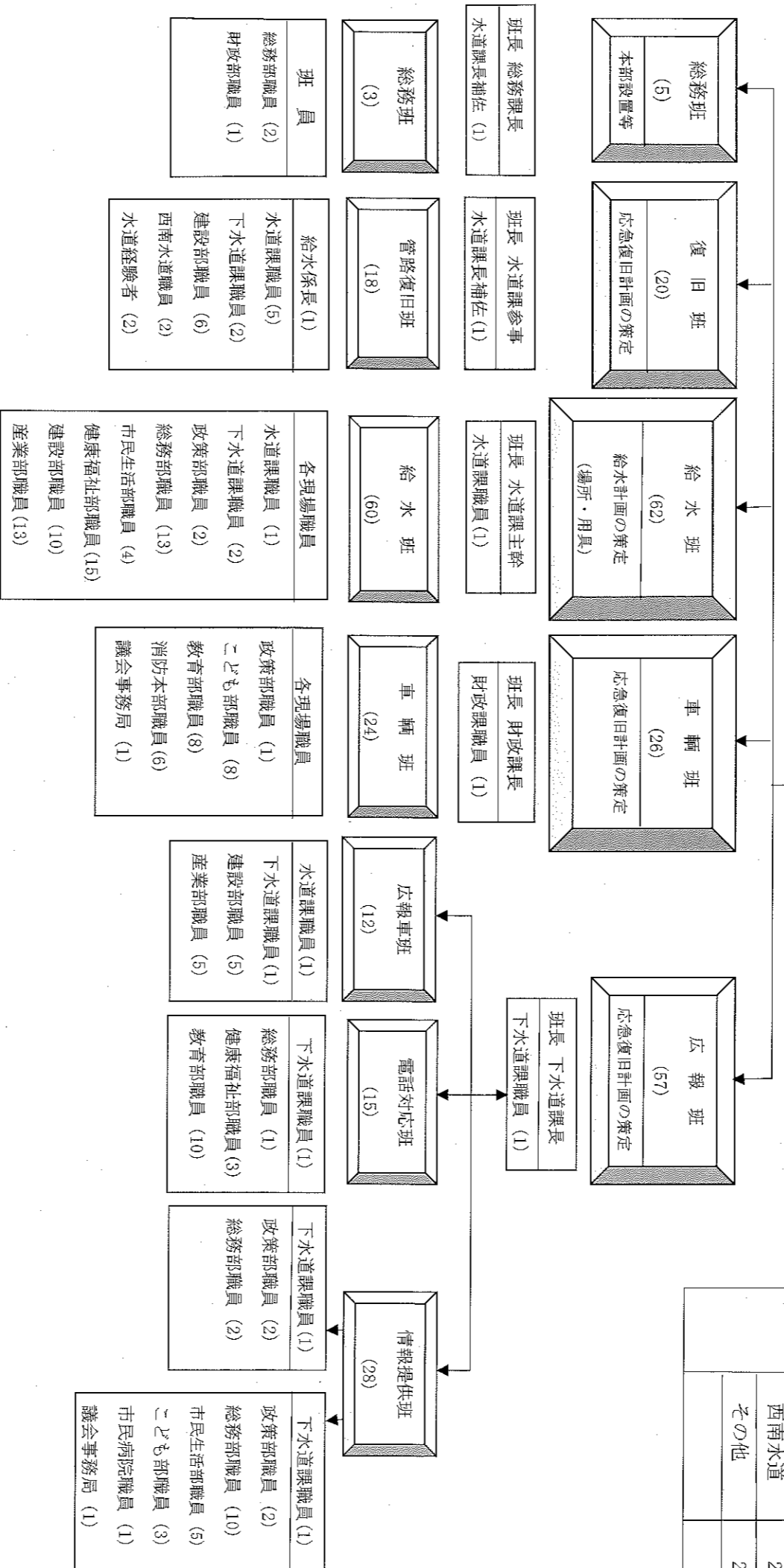
# 職員動員組織図

3次体制

災害対策本部 (20)	本部長：市長 副本部長：副市長・総務部長 本部長：危機管理部長・政策部長・市民生活部長・健康福祉部長・子ども部長 建設部長・産業部長・教育部長・議会事務局長・市民病院管理局長・消防長 会計管理者・上下水道部長 (統括)
本部班	事務局長 (兼本部班長)：危機管理課長 事務局員 (本部班員)：危機管理職員 (3)

職員数	本部	16
	危機管理部	4
	総務部	31
	政策部	8
	市民生活部	9
	健康福祉部	18
	子ども部	11
	建設部	21
	産業部	18
	教育部	18
	議会事務局	2
	市民病院	1
	消防本部	6
	上下水道部	24
	西南水道	2
	その他	2

総務班 (1)  
水道課長 (兼班長)・兼水道課参事 (水道技術管理者)  
状況把握・関係機関への情報提供・マスコミ対応  
情報の収集及び一元化・復旧対策の支持決定



<ul style="list-style-type: none"> <li>対策本部運営・設置</li> <li>資料の収集</li> <li>復旧状況の把握</li> <li>集合人員の把握</li> <li>各班との連絡</li> <li>各部署, 関係機関へ協力要請</li> <li>各記録及び報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>状況報告</li> <li>資材調達</li> <li>復旧作業</li> <li>洗管作業</li> <li>通水作業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水作業</li> <li>関連施設へ給水</li> <li>福祉施設へ給水</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車輛の配備</li> <li>車輛の借上</li> <li>運転手の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民への周知</li> <li>移動給水作業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話交換対応</li> <li>問合せ対応</li> <li>直通電話の確保</li> <li>10台以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市ホームページ</li> <li>空回放送テレビ</li> <li>防災行政無線</li> <li>メール配信サービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水班・広報班への情報伝達</li> <li>自治会長へ連絡</li> <li>民生委員へ連絡</li> <li>医療施設へ連絡</li> <li>福祉施設へ連絡</li> <li>大口使用者へ連絡</li> <li>学校等へ連絡</li> <li>市議会議員へ連絡</li> </ul>
---	--	--	--	--	---	---	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との情報交換</li> <li>被害・復旧の記録及び報告書作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道業者と連携</li> <li>関係機関と調整 (P.7)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水ポイント 20箇所</li> <li>給水タンク: 20台 (P.7)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水車: 6台 配備</li> <li>広報車: 6台 確保 (P.8)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報車: 6台 (兼: 移動給水)</li> <li>(P.8)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係班へ情報伝達 (P.8)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な情報提供 (P8・9)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な情報提供と生活弱者の把握及び伝達 (P9・10)</li> </ul>
---	--	---	--	--	--	--	---